

鹿児島県の国立病院・療養所の統廃合反対等に関する請願(村山喜一君紹介)(第二五五七号)
広島県の国立病院・療養所の統廃合反対等に関する請願(大原幸君紹介)(第二五五八号)
同(森井忠良君紹介)(第二五五九号)
国立大牟田病院の存続等に関する請願(細谷治嘉君紹介)(第二五六〇号)
老人保健法の医療費拠出金の加入者按分率に関する請願(堀端清一君紹介)(第二五六二号)
同(岡田利春君紹介)(第二五六二号)
公共事業による失業対策推進等に関する請願(経塚幸夫君紹介)(第二五九九号)
原子爆弾被害者等の援護法制定に関する請願(垣田晋君紹介)(第二六〇〇号)

本日の会議に付した案件
連合審査会申入れに関する件
環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)
原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)
原子爆弾被害者等援護法案(森井忠良君外十三名提出、衆法第五号)

○山崎委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。
他に質疑の申し出がありませんので、本案に対する質疑は終局いたしました。
これより討論に入りますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。
環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○山崎委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○山崎委員長 この際、稲垣実男君外四名から、自由民主党・新自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び社会民主連合五派共同提案に係る本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。村山富市君。

○村山(富市)委員 私は、自由民主党・新自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び社会民主連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。
環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

我が国の産業構造は、現在大きく変動しつつあり、第三次産業の占める比率も飛躍的に増大している。環境衛生関係産業は、サービス産業の重要な一翼を担っており、しかも零細業者の占める比重が高く、この変化の激しい経済社会の中で衛生水準の向上及び経営の近代化を図ることは、将来にわたって重要な全国的課題である。したがって、政府は、環境衛生関係産業のための施策を今後とも充実強化すべきであり、特に、次の事項について適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 環境衛生金融公庫については、環境衛生関係産業の特殊性にかんがみ、独立した専門的政策金融機関として、その機能の充実強化を図ること。
二 環境衛生関係産業の近代化、合理化等を促進

進するため、環境衛生金融公庫の融資について、今回創設された運転資金貸付を含め、その内容の充実を努めること。
また、環境衛生金融公庫の融資について、環境衛生関係産業者の利便向上を図る見地から、融資手続の改善に努めること。

三 環境衛生関係産業の育成と経営の安定化を図るため、環境衛生営業指導センターの事業内容の充実強化等を図るとともに、環境衛生金融公庫の経営に関する情報提供、相談、指導等の事業について、環境衛生営業指導センターの事業と密接な連携をとりつつ充実強化を図ること。

四 加速度的に増大する環境衛生関係産業の営業施設における雇用と経営を安定化させ、衛生水準の維持向上のための営業者の努力を促進するため、環境衛生同業組合の組織の強化を図ること。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○山崎委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

稲垣実男君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○山崎委員長 起立総員。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。今井厚生大臣。

○今井国務大臣 ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○山崎委員長 お諮りいたします。
本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○山崎委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山崎委員長 次に、内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。金子みつ君。

○金子(みつ)委員 私は、きょうはこの法律に関連のあるものとして幾つかのお尋ねをして、政府の御見解を承りたいというふうに思います。

その一つは、中国残留孤児の問題でございます。

来日しておられる中国残留日本人孤児の代表の方が、肉親捜しというのは海の中から一本の針を見つけたようなものだというふうに言っておられましたけれども、全くそのとおりだと思います。大変に困難で難しい問題だと思いますけれども、しかし残留孤児のことにつきましては、突き詰めて言えば、これは戦争当時の責任をどう考えるかということだというふうにも考えるわけでございします。ですから、この問題が解決しない限りは戦後は終わらないというふうに言い切ってもいいんじゃないだろうかというふうにも私は自身は考えるわけでございます。

そこで、肉親捜しのために来日調査が始められて、五十六年以来毎年繰り返し繰り返して行われているわけでございますけれども、海の中から一本の針を捜すようなものと表現されたことにまことにびっくりするような実態だというふうに思っています。その判明率というのは政府の御調査では二五%前後だというふうに伺っているわけです。大

体四人に一人という比率になるわけでございますが、この比率をこのままにしておいたら、だんだん減っていく。毎年毎年訪日調査がございまして、その都度その都度新聞等で報道されていきますけれども、判明率はだんだん少なくなっていくという感じが言われております。ですから、今二五年前後だというふうな実態があるといえども、これから先何年続くかわかりませんけれども、だんだん先細りになっていくんじゃないかという事は諸般の事情から想像はつくわけでございますが、これをこのままにして、今までと同じように繰り返していかれるんだらうか、余り効果はあらわれないんじゃないだろうかというふうにも考えられます。

それで、この判明率を高める方法はないのかという事も考えられるわけですが、けさ、たまたま新聞を見ましたら、高める方法というのが出ておりました。厚生大臣がキーを押していらっしゃいます写真も載っておりますが、電算機を使って肉親捜しをするというのを新しい方法として考えつかれていようございまして、この方法も一つの方法かもしれません、この新聞記事による限り中身がよくわからないのです。ですから、これを使って捜します場合にどの程度に可能性が高まるのかということを御説明いただけるでしょうか。

○水田政府委員 孤児の調査は幾つかの段階を経て今日に至っております。第一段階は、日中の国交正常化後、孤児の方から日本大使館なりあるいは厚生省に、自分はおくくしかじかの者なので、ひとつ自分の肉親を捜してくれないかという依頼がございまして、厚生省は留守家族名簿から該当する人を捜し出して結びつけるという方法をとりました。これもおのずと限界がございまして、第二段階としては、新聞の協力を得まして、新聞に公開調査をするという方法をとりました。これも余り効果が上がらなかった。第三段階として、五十五年度から孤児の方に日本に来ていただきまして、マスコミの協力を得て、今日やっ

ております訪日調査という形をとってきているわけでございます。

訪日調査も初期の段階は具体的な手がかりを持てない孤児から日本に呼んで調査をしていまして、ある程度の判明率を上げることができたわけでございますが、六十年代から大量調査、四百人呼びました。それから六十一年度は七百名という形をとっておりまして、具体的な手がかりを持っていくか持っていないかにかかわらず全員日本に呼んで調査するという形をとったために、著しく判明率が落ちております。

その原因としては、訪日調査した孤児の八割が終戦のとき五歳以下でございまして、ほとんど手がかりになるようなものについての記憶を持っておりません。それからもう一つは、未判明孤児の四割の者がほとんど手がかりがないに等しい。その主力は複数の養父母の間を渡り歩いているという事でございまして、手がかりになるものが非常に乏しいという、こういう状況の中で判明率を上げていく、こういう形になるわけございまして、私もひとつは一応そのための方策として三つのことを現在考えております。

その一つが、きょうの新聞に出ておりましたコンピュータによる調査でございます。これは訪日調査で未判明になったらそれで終わりにするのではなくて、今後政府の責任で、先生の御指摘のとおり全力を挙げて追跡調査をしていく。そのためには、国内の関係者から自分の残してきた子供を捜してほしいという申し出が二千二百ほど出ております。それと、訪日調査で未判明になった人のデータをに入れてコンピュータで関係者を割り出して、後個別に当たっていくというやり方です。

それからもう一つは、中国政府に、孤児が知らないかもしれない日本人孤児として認定したデータについて日本側に提供をお願いしたいというのが第二点です。三番目は、訪日調査の孤児の滞在期間を延長するという形で、現在十二日の滞在期間を十五日に

延ばす。こういうことで今中国政府に協力をお願いをしている。こういう方向で努力をいたしております。

○金子(み)委員 できるだけ新しい方法を取り込まれて、そして可能性を高めながら、期間を縮めながら解決が進められるように努力をしていただきたいことを要望しておきます。

それから、関連いたしましたけれども、厚生省からいただいた資料によりますと、中国政府と日本政府との話し合いで判明いたしました、今年度は七百名の方たちをお招きして、そして調査に従事するというふうになっておりますけれども、これが最後だということが、あるとき新聞記事に載っていました。それを読みまして、これが最後だということとは、もうこれ以上この問題は手を切つてやらないという意味の最後なのか、あるいは今わかつている範囲ではこれが最後だということか、その辺が判明しませんので、これでおしまいというふうな打ち切られてしまうのだとすれば大変なことだと思っておりますので、その辺のお考えはどうなのか、確認しておきたいのですが。

○水田政府委員 この七百名という大量調査に踏み切りましたゆえには、日本の関係者が非常に高齢化が進んでいくので、一日も早く調査をしないと肉親の割り出しがでなくなるということで、現在、日中双方でわかっている孤児七百人を全部連れてきて調査するという事でございまして、あれだけ広い土地でございまして、まだ未判明の孤児も今後当然出てくると思っておりますので、一人残らず全員、今後日本人孤児とわかった人については私も責任を持って調査をしてまいりますのでございまして。

○金子(み)委員 ちょっとごめんなさい。同じことの確認ですが、七百名を超えた場合でも、例えばことしは七百名と一応数字ができていて、それをいいたしますね。そうすると、来年からは対象になる数字はないわけですが、それはどうなるのですか。その間にわかったならばと、こういう意味でしょうか。

○水田政府委員 現在、中国の政府で日本人孤児ではないかと調査中の者が数十名あると聞いておりますので、日本人孤児ということがわかれば六十二年度においても当然その人たちは対象としてやりたい、このように思っております。

○金子(み)委員 この問題は年限を切るのじゃなくて、そういう方がわかればその時点で必ず実現するという事はやっていただきたいと思いますね。大臣、よろしいですか。

○今井国務大臣 お説のとおりでございまして、今わかつている範囲の人は、七百名をやつてしまおうじゃないか。そのほかにまだ、今の局長答弁がございせんが、あるようでございます。したがって、そういう方はちゃんとやつていこう、それについての年限を切っているわけではございません。

○金子(み)委員 その点はぜひ確認をして、よろしく願います。

そこで、次の問題は、こういう記事があるので

戦後の混乱の中で、中国の地でわが子と離ればなれになった親。必死にさがしても見つからず、血の出るような思いであきらめ、日本に帰った人たち。あるいは、願いをこめて中国の地にあずけて帰国した人たち……。どうか無事でいてほしいとの祈りの中での別れでした。

その親の思いを、中国の人たちはしっかりと受けとめたのでした。敵国——ついきのうまで軍靴で踏みにじられた敵国の子供を保護し、預かって育てたのです。逃げおちていく日本人の心を、母親や父親、肉親の子を思う「親心」を、中国の人たちは黙って受けとめてくれたのでした。

わが子を中国の人に託して帰った日本人とそれを預かった中国の人々。真心と真心の結び合いに、私は深く感動させられます。中国の人に、ありがとと心からお礼をいいたと思います。

だと思ひまして、その問題は非常に貴重な問題でございませう。

そこで、これを読むまでもないことだと思ひますけれども、日本が今なすべきことは何かということなんでも、今までお話し合いをしておりまして肉親捜しも一つの方角だと思ひます。捜して、そして日本人であることがはつきりして、肉親がわかつて、日本へ、何というのですか帰国して、そして移住する人もあると思うし、あるいはわかつたことで安心して、わかつたんだからよかつたということでも安心して、また中国へ帰って中国で生活する人もあると思ひます。いろいろその人その人の事情があると思ひますので一概には言えないと思ひますけれども、いずれの場合でも日本がすべきことは、特に中国で育てられて日本へ戻つてきて、そして日本で生活を改めてやるという人たちは、中国に養父母を残してきているわけですね。

この残された養父母の人たちに対する感謝の気持ち、今の文章にもございましてけれども、それを具体的な手段として、要するに感謝の気持ちを具体的にあらわす方法としての扶養費とでも申しますか、今まで長い間育ててくださったことに對するお礼の気持ちを何がいかにあらわさなければいけないということが考えられると思ひます。どういふ言葉を使つたら一番適切なかわかりませんが、扶養費という言葉でいいのかわかりませんが、要するにそういう意味のこととてございませう。

このことは御承知だと思ひますけれども、中国残留日本人孤児問題懇談会というのがありますね。この懇談会の報告書の中にも、「養父母等に対する扶養費の支払い等」ここには「扶養費」と使つてありますね。「日本政府は一日も早くその支払いを開始すべきである。」というふうに書かれております。これは昨年七月二十二日のものでございませうから、昨年の七月と申しましたらもう間もなく一年になります、こういうことが出されて、「一日も早く」というふうに書かれてい

けでございませう。

私もこれに全く賛成で、最初に訪日調査が始まつたのが五十六年でございましてから、それからいきましたもう四年はたつていますね。五年目に入つてゐる。そうすると、中国の養父母の方たちもだんだん年をとられて病氣にもなれるかもしれないし、あるいは死亡されることもあるかもしれないし、あるいは不幸なことも考えないわけにはいかなくなりませう。そして、この考え方が、だんだん両方の間の溝が広まり深まつていくような感じがして大変に寂しく思ひます。これをできるだけ早く実現させるという必要があると思ひますので、今日までなお実現できないのはどういふわけなんですか。何がネックになつてゐるのかになつてゐるのでしょうか、それをぜひお知らせください。

○水田政府委員 お答え申し上げます。

早く私をしなければならぬという点は先生の御指摘のとおりでございませう。日本政府として五十九年三月十七日に日中兩國間でこの扶養費の支払いについての口上書を交換いたしました。扶養費の額、支払い期間、それから支払い方法の細目を詰めるということで既に二年経過しておりますが、この間担当課長も中国に四回渡りまして誠心誠意交渉をいたしてございまして、大詰めの段階に参つております。

それ以上の中身につきましては、なお外交交渉中でございますので、お許しをいただきたいと思ひますが、誠心誠意対応をし、大詰めに近い段階に來ているというところは申し上げることができようかと思ひます。

○金子(み)委員 外交交渉はいつから始まつたのですか。

○水田政府委員 先ほど申し上げましたように、口上書の交換はちょうど二年前の五十九年三月にしまして、それに基づきまして具体的な金額、支払い期間、支払い方法の詰りを当方から課長クラスが四回、五十九年三月、五月、それからことしの二月というふうに参りまして誠心誠意交渉

渉を続けてまいつてゐるわけでございます。

○金子(み)委員 五十九年三月といふと、五十六年に第一回の訪日があつたわけでしょう。そうすると、それからこのことはすぐ考えられることだつたと思うのですけれども、仮に五十六年に最初の訪日があつて、そして肉親が判明して、そして早い人が仮に五十七年、翌年にこつちへ來られたとしても、五十七年から二年はあるのです。五十九年三月。その間はもうして交渉ができなかつたのですか。なぜ二年、間をあけたのですか。

○水田政府委員 歸つてまいつております孤児は、中国におきましては中国の法律に基づきまして養父母を扶養する義務があるわけでございますが、その孤児たちが日本に歸つてまいりましてその義務を履行しないということが中国の側から問題点として指摘されるようになりまして、訪日調査を円滑に行ひますために、歸つてまいりました孤児が直ちに養父母に扶養費を支払ふような日本における経済状態にないもので、どういふ援助をするのかという日本の国内における詰りをいたしました。養父母に孤児が支払ふべき扶養費の二分の一は日本政府が負担する、それから残りの半分につきましては全國民の淨財で賄う、これは十億を目標にしまして財団法人中国残留孤児援護基金というものをつくりまして、もう既に十億の募金は達成しておりますが、そういう国内の体制を整へまして、それを踏まえて先ほど申し上げました五十九年の三月に口上書を交換しまして、払うべき扶養費の半分は日本政府が持つ、残りの半分については國民の淨財で孤児に援助をする。その孤児が払うべき扶養費の、先ほど申し上げました額、支払い期間、支払い方法等については、その細目は兩國間で別途詰めましよう、その別途詰めるものに現在二年間を要し、大詰めに近い状態になつてゐる。誠心誠意その交渉を進めるために担当課長が、先ほど申し上げましたように今日まで四回参つて中国側と交渉を重ねてきた、こういう経過になつております。

○金子(み)委員 お話を伺つておりますと、中国政府との交渉は外務省がなさることだと思ひますけれども、外務省にそのことを行はせるための後押しは厚生省です。厚生省の方で段取りがでなければ外務省を通じて中国政府とやつてもらうということにはならないわけですね。ですから、やはり早くできるかできないかというの厚生省の動き次第だといふふうに理解できるわけですね。ですから、そういう意味で、厚生省はこれができるだけ早くできるようにしてほしいと思ひます。

そうでないと、厚生大臣聞いていらつしやいませう、日本人は引き揚げの苦しさばかり言うが、中国人の傷を考へない、日本人は冷たい、恩知らずだ、実はこういう言葉が先般のテレビ放送でも出ました。こういうことを聞くと、もう私もじつとしていられない気がするのでございませう。厚生省の方々も同じだろと思うのです。殊に、その衝に當つておられる方は、駆け足で行きたいと思つておられるだらうと個人的には私は想像します。ですから、形になつて出てこなければならぬけれども、進められないわけですから、そのことはもうできるだけ急いでやつていただかないかと思ひます。また何か言われてもしようがないことだと思ひますし、第一、そのことは日本としては恥ずかしい問題です。できるだけ早くこの問題は進められたいと思ひますが、お見通しはどうなんでしょうか。大臣、いかがですか。

○今井國務大臣 養父母等への扶養費の支払いでございませうが、今先生からのお話でございまして、私ども大臣になりまして、この問題の一日も早い解決をしなければならぬといふことで今急がせているわけでございますが、この四月十一日に異学謙外相が訪日されます。そんなこともありますので、私も外務大臣にお会いをいたしまして、この際にとつ議題にして、そしてぜひお話をいたしたい、そうしたら、向こうもわかつたといふ

ので、今度異学謙外相が見えたらここで議題にして、できれば決めたというお話もございまして。

私も外相にもお願いをすると同時に、私どもも一日も早くまとまるような努力を一生懸命今後とも続けてまいりたいと思っております。

○金子(み)委員 きょうは外務省の方に来ていたで、先ほど申し上げましたように、外務省がやることにはなりますが、しかし、それは厚生省の動き次第ということになりますので、きょうは外務省を呼びませんでした。ですから、厚生省の皆様方の御努力が早く外務省を通じてできるような、ぜひやっていただきたいということを強く要望しておきます。

次の問題は、議題になっております援護法では直接対象にならないと政府が決めておられて何ら援助を行っていない、また行っていない戦争による一般傷病者、戦災者、そしてまた障害者になられた方たちについて、第八十七国会、五十四年三月の社会労働委員会における質疑応答の中から、今日なお問題として残っている点、また、常識としては理解し得ない点などについて質問をしたいと考えております。

御承知のように、太平洋戦争は国家総動員法による体制下の中で、全国民が一億火の玉という言葉も使われましたし、滅私奉公という言葉も使われましたし、そういうような形でみんなが国のために戦った戦争だということは、もう十分にみんなが認識しているところです。

そこで、戦後だと考えられていた日本の本土もついに戦場と化してしまつて、爆弾や焼夷弾あるいは艦砲射撃、最後には原子爆弾の投下というやうなところまでいきまして、死亡者も傷病者も、戦争犠牲者は当時四十数万を超えるというふうに報道されている、このことも御承知のとおりです。

政府は、戦争犠牲者の援護の対象としては、国と一定の使用関係にあった者、それは例えば軍人

とか軍属、そういう人たちだけを援護の対象としてまいりましたけれども、その後この法律を審議いたしました社会労働委員会の審議の過程の中で次々とこれ以外の、国と使用関係がないと考えられていた軍属あるいは被徴用者、動員学徒、警防団、国民義勇隊あるいは満州開拓義勇隊など、さらに長崎の場合などは、長崎の原子爆弾の被害に對して活躍をした長崎医科大学の学生、教授あるいは病院の職員、そういう人たちにまで漸次広がっていったわけですね。しかし、それでもなお一般市民は戦災傷病者から除外されている。だんだん広げていきましたけれども、一般の市民には及んでいないという事実がございます。

そこで、お尋ねしたいことが一つあります。それは、政府が本土における決戦場としてはたつた一カ所、沖縄がそう、沖縄は政府が認めた本土決戦場であるというふうな言っておられますが、その沖縄において負傷兵の看護や手当を行つた沖縄の県立の女学校の女子教員、それから女生徒、この人たちの活動をいろいろなところで私どもは知つたわけでありまして、この人たちに對しては、戦闘参加者としてあるいはまた軍属として援護法上の処遇をしてこられたのだらうと思ひますが、どうなんですか。確認させていただきます。

○水田政府委員 お答え申し上げます。軍の要請によりまして傷病兵の看護に当たつています間に死亡したり負傷された教師、生徒の方は、援護法においては戦闘参加者として処遇をいたしております。

○金子(み)委員 そうすると、処遇されているわけですね。全員そうなっていると理解してよろしいですね。はい、わかりました。

それではその次は、そうすると、沖縄以外の場所はいわゆる戦場にならないので、戦闘参加者に該当する者はいない、こういうふうに政府は言い切つておられるのです。しかし、同時にこういうことも言つておられるのです。この前の八十七国会のときの社労委員会。そうではある、しかし、昭和二十年三月九日の夜から十日にかけての東京

大空襲あるいは国民義勇兵役法が施行された二十一年六月以降、そういう時期、そういうものに関しましては「要するに戦闘参加の実態があつたかどうか」ということで判断して援護法の適用をする、こういうことになるわけがございます。こういうふうな答弁しておられます。

そうすると、東京大空襲を例にとつてお話ししてみたいと思ひますが、東京大空襲その他が戦闘参加の実態があつたかどうかということと判断した上で援護法の適用をするというのですが、今まで東京大空襲による被害者が戦闘参加の実態があつたか否かという点に對しては、なかつたというふうな判断されているからこそ今日まで何もしていらつしやらない、こういうふうな理解できることになるのですが、それでいいのでしょうか。

○水田政府委員 援護法の戦闘参加というものは、軍の要請によつて軍事行動をとつてゐる間に負傷し、または死亡した者を処遇するといふ形をとつておりますので、東京大空襲で一般の方はそういう状態にはなかつた、このように考えております。

○金子(み)委員 東京大空襲がどんな状態であつたかといふことをどの程度お調べになつたのかからいふので、質問しても無理かなと思ひますけれども、東京大空襲といふのは三月十日の未明です。十二時から二時半まで約二時間半。この短い時間に死者十一万五千、負傷者十五万、損害を受けた家屋八十五万、約三百十万人に上る人々が戦災者になりました。こういうふうな記録が残されている。このほか、東京だけでなく、その後、大阪でもあるいは名古屋でもございまして。しかし、この東京大空襲は最も悲惨なものであり、大きな戦禍であつたといふことが言えるわけですね。

そこで、なぜこんなに東京大空襲が大きな被害をたつた二時間半の間に起こしてしまつたかといふことは、いろいろ原因があるといふふうに言われています。きょう持つてまいりましたけれども、

も、「東京大空襲戦災誌」といふのがございます。これは一巻から五巻まで各巻千四百ページぐらいの大きなものでございまして、この中を見ましても、なぜこんなになつていたのかといふことがわかるわけがございまして。

そこで、空襲のときには、旧防空法、昭和二十一年につくられておりますけれども、この防空法の三条で「主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空上重要ナル事業又ハ施設ニ付行政庁ニ非ザル者ヲ指定シテ防空計画ヲ設定セシムルコト」ができるというところになっていました。これは具体的に言えば、「行政庁ニ非ザル者ヲ指定シテ」といふのは、実際には各町内にある警防団がこれに該当すると思つたのです。そういうふうにして決められておりました。

さらに、この三条を受けて十二条に「市町村長若ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計画ノ設定者ノ為ス防空ノ実施ニ従事スル者」云々といふのがあります。「実施ニ従事スル者」といふのは、一般市民でございまして、その人たちが防火をなし、あるいはこれに協力したためにけがをしたり、病氣になつたときには扶助金を交付すべしといふのも決められておりました。このことは、また後で申し上げます。こういうふうにして、警防団が組織したその中に入つて一般市民は防空活動をしたわけですね。

さらに、私は特に申し上げたいのは、同じ防空法の第八条にこういうことが書かれているのです。「防空上必要アルトキハ」「其ノ区域ヨリノ退去ヲ禁止若ハ制限」する。「必要アルトキハ」「鉄道、軌道、航空機、船舶、車両等ニ依リ人又ハ物件ノ移動ヲ禁止又ハ制限スル」。この八条に規定されたこれに違反した者は「一年以下ノ懲役又ハ千円以下の罰金」こうなつておりますから、どんな空襲があつたにせよ、都民は無断でそこから逃げ出すわけにはいかなかつたわけですよ。逃げ出してはいけなかつたといふわけですね。この法律によつて都民は絶対逃げることをできない防火義務があつたわけですね。ですから、そういうわけで、都

守りたい気持ちはやまやまありながら、できないんです。そういうふうにはやられてきた。それはなぜかといったら、やはり警防団が強く言ったのは防空法八条があるからなんです。防空法八条があるのに、それでもなお国は全然何も関係ないんだと言ひ張られるというのは、これは責任逃れを言っていることではないですか、とても私は考えられないし、こういうことにはなりません。

日本は法治国家です。防空法はそんなに威力はなかった、力はなかったなんて局長はおっしゃるけれども、そんなことありません。戦争中に防空法がどんな威力を発揮したか、それは大したものだったんですよ。防空法で規定されていなければ逃げられないということは決まっていたんです。それでもって自分のことなんか考えないでやっただけで、人たちのことなんか、国と関係がないなんてどうしてそんなこと言えるんですか。おかしいじゃないですか。法律というのはどういふものなんです。

今ある幾つかの法律、きょうも審議しています。これは私たちとは関係ない、国に關係がないことだといふふうにお考えなですか。国の命令です。防空法八条は国の命令です。このときはもう戦闘員も非戦闘員もないんです。警防団は戦闘員だとお考えかもしれないけれども、それは戦闘員の区別はありません。みんな一九二〇年になって消火に当たったんです。だから、私はそのことを考えると、そんなのきなこと言っているのではないと思ふんですよ。責任逃れのような御答弁は、私は伺いたくない。大臣、どういふふうにお考えになりますか。局長のお考えは先ほど伺いました。

○今井国務大臣 さつきからずと質疑応答を聞いておりました。私も、確かに先生のおっしゃること、大変だったといふことはよくわかるのですが、さて具体的に旧防空法の八条の三の規定がどうであつて、そのときの状況がどうであつたかといふことをやはり私自身がもうちょっとよく勉強

してみよう必要があると思ひます。そういう意味で、私も今のお話よくわかりますので、しばらくひとつ私自身が勉強をします時間をお与えいたしたいと思ひます。

○金子(み)委員 大臣は前向きに答弁なさいます。じゃ、御勉強なさるのに参考までに申し上げておきます。八条のことだけでなく、三条、十二条を読んでください。三条を受けて十二条ができています。それから、警防団の指示を受けて防火活動に従事した者が、防火をなし、あるいはこれに協力したために、けがをしたり病氣になったり死亡したりした場合は、扶助金を給付すべしと書いてあるんですよ。ほつておくんじゃなくて、そういう人たちはやはり何かの扶助金を出さないといふ法律が書いてあるんですよ。だから、そのことも検討の中に加えてください。八条の、三、二、二条の、警防団の指示に従つて防火活動をやった人たちのけがや病氣あるいは死亡に対する扶助金を給付すべしといふこの法律、これをあわせながら検討を加えていただきたい。

大臣は、そのときどこにいらつしてました。○今井国務大臣 私は当時、学校を出まして、技師学校でございましたから、多分、今の皇居のそばの第一生命ビルにいたと思ひます。

○金子(み)委員 第一生命ビルだった東京の真ん中ですね。じゃあ、この東京大空襲のことは御存じですね。

○今井国務大臣 東京大空襲はよく存じております。○金子(み)委員 それだったらばおわかりになるかと思ひます。念のため、こういう本も出ております。五冊あります。ほかにもあるだろうと思ひますけれども、一巻から五巻ありますから、お読みになっていただいたらどんなものかといふことがおわかりになると思ひます。私は翌日現地へ行きましてから、現地のそのすさまじい実態と、いろいろの身にしみてよく覚えております。いろいろ

なことを考えますと、これはこのまま放置しておけないことをどうしても思つたわけなんです。ですから大臣、勉強することおしやしましたから、どうぞ検討なさってください。そして御検討なさった上で、また別の機会にそのお考えも聞かせていただくといいふうにしたいと思ひますから、それはぜひやつていただきたいと思ひます。

その次の問題は、やはり関連でございますが、一般戦災者に対して何もやらないといふ問題について、何かしなければいけないじゃないかと。議論は、私だけでなくて、参議院でも社労委員会でも随分行われたと思ひます。そして参議院では八十七国会になりました。八十七国会は五十四年ですけれども、その前に五回附帯決議がついていまして、それで八十七国会のときに今度は衆議院で私はそのことをもう一遍申し上げました。そうしましたら、当時の厚生大臣は橋本龍太郎氏でございますが、彼はこういうふうにお申しました。五十四年度において、障害者など基礎的事項の調査を行う中で、戦災による一般傷病者の問題について、参議院の附帯決議にございます「一般戦災者に対し、戦時災害によって身体に障害を受けた者及び死亡した者に関する援護の検討を目的としてその実態調査を実施すること」とあるのを踏まえて調査をしたいと思ひます、こういうふうにお言われたのです。

それで五十五年に実際に調査をなしました。だから同じことが附帯決議に五回繰り返されて、やつと六回目に、橋本厚生大臣のときにそれが実施になったのです。随分暇のかかるものだと思ひましたけれども、とにかくやつていただけたのは結構だと思ひます。五十五年に実施された結果を私は拝見いたしました。そして政府の方に申し上げたのです。これをさらに進めて、「援護の検討を目的として」した調査でありましたから、そのことにかんがみてどう判断なさいましたか。聞いたのです。そうしたら、特別措置の必要はない、特別配慮する必要はないと判断したと言われるのですけれども、私が知りたいのは、何を

根拠に特別措置は必要ないと判断されたのかというところ。

私は、この数字を拝見しながら問題を考へていくわけなんです。その問題を申し上げると時間がなくなりますので、一級から三級の障害を有する者は六九%、それから障害起因の公的年金受給者が六九%、それから障害起因の公的年金受給者が六九%、この数字はたまに偶然同じ六九%なんだと思ひます。同じ人だと思ひません。そして就労者は四四%ということになっているのです。そうしますと、一でも二でも該当しない人、就労していない人はどういふ生活をしているのか、そのことはお調べになったのでしょうか。「援護の検討を目的として」なされた調査でありますから、単なる調査じゃないのです。だから、援護をしなければならぬ人がいるかないかといふことをはつきり見つけてもらいたかつたわけですよ。

ところが、その配慮は必要ないといふふうな判断をしたとおっしゃるのですが、繰り返します。二項にも該当しない人がどんな生活状態にあるかといふことを調査なさろうとすならなかつた。そこに私は政府の冷たい仕打ちを思ひます。せめてそれも調べてほしかった。どういふ生活状態になつてゐるのか、そしてその結果、必要であれば、先ほど申し上げた防空法の十二条を適用して、必要な扶助を給付するといふことをすべきではないかと思ひますから申し上げてゐるのです。いかがでしょう。

○水田政府委員 先生御指摘のとおり、五十五年の身体障害者の実態調査のときに、付加をいたしまして戦災障害者の調査をいたしたわけでございしますが、私ども、一般の身体障害者に比しまして、戦災障害者の生活程度は特に差はなく、一般的な施策の中で対応してまいりたい、このように考へてゐるわけでございます。

○金子(み)委員 ちょっと局長、おっしゃっていること、よくのみなめいなんですけれども

も、はつきりしないですね。そのことを目的に調査しているんですよ。だから何が判断の基準になったんですか。

○水田政府委員 一般身障者の生活実態と比較をして、特別に戦争障害者が顕著な差があるということとはなかったという認識に立って申し上げているわけでございます。

○金子(み)委員 一般障害者と比べてというのは、一般障害者というのは戦争による障害者じゃない方たちでしょう。戦争障害者というのは理由が別にあるわけですよ。さっきから言っているのはそれなんです。だから、それと比べて何とも格別の違いがないからと、どんな比べ方をなさったのかわかりません、それ以上伺いたいんですけども、時間がなくなりましたからそれ以上伺えないんですけども、非常にあいまいですね。

じゃ、一項にも二項にも該当しなかった人たちはどういうことになっているんですか。それもお調べになったんですか。どんな生活状態かというのはおわかりになっているんでしょうか。生活保護をもらっているからいいわと思っていられんではないですか。それじゃちょっとひどいんじゃないでしょうか。

○水田政府委員 調査の結果によりますと、戦争障害者の方全体として見まして、課税の状況、それから所得の状況も相当程度高いというふうにも見えているわけでございます。

○金子(み)委員 ちょっと答弁が答弁になりませんね。大臣、最後に申し上げたいと思います。

今の調査は大臣もごらんになったかと思えますけれども、この調査を見る限りにおいては、局長がおっしゃるようなことにならぬですよ、その数字を見ながらも、私がお願したいことは、援護を目途としてやった調査なんです。一般障害者の調査と違うんですよ。だから、そういうことが目的として行われた調査であるということをお考えいただいて、もっと配慮を深くしてこの調査の結果を解析してほしいんです。

だから、先ほど大臣、東京大空襲の問題を検討するとおっしゃっていただきましたから、この調査の結果についてももう一遍洗い直してください。第一項にも第二項にも該当しない人は、どうなったんだということなんです。それをぜひ大臣に強く要望しておきますが、大臣いかがです。検討を加えてください。

○今井国務大臣 私も今の調査結果をよくまた改めて聞きますが、いずれにしても、戦後処理の問題の一つであると思います。したがって、やはり総理府でいろいろ検討を行っているところでありまして、御意見の趣旨はよく総理府にお伝えしてやってまいりたいと思います。

○山崎委員長 金子君、時間が参っております。○金子(み)委員 もうやめますが、総理府に伝えておっしゃいましたけれども、私は、やはりこれは厚生省の問題だと思っております。厚生大臣の考えで大体結果は出てくるんだと思っております。それで総理府にこういうふうな、こういうふうなおっしゃるはずだと思います。総理府が先に立つんじゃないくて厚生省が先に立つんだと思っております。ぜひ大臣、その点を積極的にお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○山崎委員長 大原君。○大原委員 第一は、この援護法の対象となっている軍人、軍人は恩給で外れましたが、軍属、第一号から第七号までの準軍属、戦闘参加者は第二号ですが、準軍属です。これはこの障害年金をもらっている人が七百四十七名、それから遺族給与金ももらっている人が九千四百六十五名ということになっておるわけですが、これは沖縄の空襲における非戦闘員、今話があった民間の戦闘参加者、これを主としておると思うのです。それで、この区切りは沖縄に対する一〇・一〇空襲だと思えますが、一〇・一〇空襲というのは何月何日ですか。

○水田政府委員 十九年の十月十日でございます。○大原委員 沖縄に米軍が上陸を開始いたしました

たのが二十年四月一日ですね。それから、沖縄が完全に手を挙げまして、牛島中将や知事が自決をいたしましたのが六月二十六日ですね。沖縄に敵前上陸が始まって完全に手を挙げたのが二十六日です。それで日本の陸軍も海軍も、その前に沖縄を放棄するということを第一線に通告をいたしました。遺族のことや居留民のことを顧む、こういうことで電報を残して自決をした、そういうことなんです。一〇・一〇空襲で線を引いたのはどういうことなんですか。

○水田政府委員 先生御指摘のとおり、沖縄には二十年の四月一日に米軍が上陸をし、現実には戦場となったわけでございます。沖縄県民にとりましてはその日から突然戦場という状況になったのはでございます。八月にテニアンが落ち、完全にサイパンが落ち、八月にテニアンが落ち、完全に沖縄の制空権、制海権が米軍の手に落ちてしましまして、完全に孤立し、米軍が上陸をし、戦場になったと同じような状態が県民として受けとめ得た時点が、線を引くことすればどこが妥当であるかというふうに検討した結果が、一〇・一〇空襲と言われている十月十日をもって私も沖縄が戦場になったというふうに考えているわけでございます。

○大原委員 私どもも、沖縄における戦争犠牲者は沖縄復帰前からずっと努力をして法律の適用をしてきたわけですね。本委員会でもやってきたわけですね。しかし一〇・一〇空襲以降、非戦闘員で戦闘参加者として準軍属の対象になったのは六歳以上の子供ですね。

それからもう一つ、ついでに十月の一〇・一〇空襲以前の被害者に対しては、これは何もしていないのですか、何もしなくてもいいのですか。

○水田政府委員 沖縄における戦闘参加者というのは、一応援護法上の処遇をする戦地というものは、十九年の十月十日以降というふうに線を引いたわけでございます。それ以降の住民が全員該当するわけではなく、軍の要請によって軍事行動に参加したという実態のある者に限るわけ

でございます。したがって、お尋ねの六歳未満の者にも、その実態がある場合には戦闘参加者としての取り扱いをいたしているわけでございます。

○大原委員 この論議はまた後で続けることにしまして、ここに毎日の「一億人の昭和史」という本がありまして。私もずっと調べてみたのですが、つまりテニアンとかサイパンがそれぞれ陥落をしたときに、そこを基地として日本本土や沖縄に対するB29の攻撃が始まったわけですね。広島に原爆を運んだB29もテニアンです。ですから、基地がそこにあったわけですが、その基地がやられますと、南太平洋のミッドウェーの海戦あるいはレイテの歴史的な海戦、その他硫黄島あるいはサイパン、今のテニアン、そういうところが昭和十九年からずっと全滅を遂げたわけですね。軍人が何万人あるは何千人、そしてそこには必ず居留民がおりましたね。その居留民は、戦闘参加者の対象として、準軍属として援護の措置がなされておるかどうか。

○水田政府委員 サイパン、テニアンいずれも玉砕した地でございます。サイパン、テニアンにおける邦人軍の要請に基づきまして軍事行動に従事した者は戦闘参加者として援護法で処遇をいたしておるところでございます。

○大原委員 それでは、ここにあるのを見ますと、例えば、約二千人の民間人がいて、そして集団自決をしたり、軍隊と一緒に敵軍に突っ込んだり、あるいは防空壕にいて火炎放射器でやられたり、そういうのが島の戦いごとにもちゃんと書いてありますが、その非戦闘員の数と実態、それから援護法の戦闘参加者として、準軍属として援護法の対象となっておる者の実態を把握しておりますか。

○水田政府委員 サイパン、テニアンに邦人がその当時何名いたかというところは把握をいたしております。援護法の適用をした者の数でございますが、地域別統計というのを援護法ではとっておりません。

のでその数はわかりませんが、実例としまして、例えばサイパンでは安里マツさん、新垣カマドさん、知念ハルさんについては遺族給与金を出してありますし、また障害年金について申し上げますと、テニアン島の伊佐善亀さんに障害年金を支給している実例があります。(大原委員「何名ですか」と呼ぶ) 数は地域別統計をとっておりませんが、残念ながらわかりません。

○大原委員 戦闘参加者で障害年金の七百四十七名と遺族給与金の九千四百六十五名というのは、ほとんど沖縄だと私は思っているんです。一〇・一〇空襲以降の。それは私もずっとこの問題を日本に返る以前からやって、法の適用を主張していたわけです。

しかし、これを見てもみますと、一つのところで数千名の居留民がいるところがいっぱいあるのですが、それが全滅しているんです。がけから飛びおたり、集団自決をしたり、軍人が殺したり、そういうことがどの島でもいっぱいあるんです。それを見たらこんな数じゃないと私は思っているのだ。その当時の非戦闘員は戦闘参加者ではないから、これは全く無視しているのじゃないか、あるいは実態を把握していないのじゃないか、こう思うけれども、いかがですか。

○水田政府委員 もう釈明に説法で大変恐縮でございますが、私どもの戦闘参加というものは、軍の要請に基づいて軍事行動に従事している間の負傷あるいは死亡について援護法上準軍属という立場で処遇をいたしておるわけでございまして、そういう構成要件に該当しない者は、いわゆる使用者としての立場の責任を果たす援護法で処遇することとは適当ではないというふうに考えております。

○大原委員 アツ島でもレイテ島でもサイパン、テニアンでも日本人がいたんですよ。それは全部島の運命、完全な向こうの制圧下で制海権、制空権は——局長、聞いておらぬのか、どこを向いているんだ。制空権、制海権を取られたところでぎりぎりまで協力しているんですよ。協力しないで傍観したり逃げたりする者はいないはずだ、

そういうことをさせなかったんだから。それは戦闘参加者だというふうに認定できるじゃないですかと言った。

例えば沖縄だつて、結局拡大しまして六歳以上にしたわけだろ。小学校の子供でも弾を運んでいた、こういう戦闘に協力をしたということを確認してやったんでしょ。しかし、実際には六歳以上はそういうことをやっていたから全部やったんだ、五歳以下はやらなかったけれども。それで、一〇・一〇空襲までさかのぼったんですよ。敵前上陸は二十年の四月一日でしょ。

線引きをどこかでするのだけれども、しかし、この南太平洋の島の戦闘の中における非戦闘員は、これはすべて一体でやったんですよ。だから考えたってそうでしょう。自決の場面は、私どもが当時の写真で見たように、がけから落ちたり、最後にはそこで自決をしたり殺されたり、日本人の軍自身が殺して突撃した、そういうぎりぎりのところまでやって協力しているんですよ。ですから、その場合は、ちゃんと実態を調べて援護法の対象にするのは当然じゃないか。個々に戦闘協力だというふうな今のようないふ理由をつけて除外しているのじゃないのか。それは私はおかしいと思う。たくさん問題があるんですよ。今、金子先生が言ったようなこともあるけれども、たくさん問題がある。いかがです。こんなことに時間をとるのは惜しいよ。

○水田政府委員 私どもは、六歳以上の者を無条件で認定しているわけではございませんで、戦闘参加の実態なるものは極力拾うということ、あくまでも軍の要請によって軍事行動に従事したという一線は、使用者責任を果たすという法の建前から崩すことはできませんが、極力その実態が明らかになるものについては、附帯決議にもありますように、私どもはできるだけ落ちのまないように今後も拾ってまいりたいと考えています。

○大原委員 沖縄では、非戦闘員で亡くなった人が多いけれども、やはり一般的に後に残った人もかなりいるわけですよ。だから、このことについ

ては、六歳以上についてはこういうことをした、こういうことをしたということが言えるわけですよ。しかし、南太平洋の島はほとんど全滅に近いわけでしょう。そのことを証明する人はいないでしよ。あなたが一体やるのか。そんなことないだろう。だから、それはそういうふうな条件の中で法を推定して公平に実施することが必要であるわけですよ。厚生大臣、この点はひとつ局長以下に任せないで、洗い直してみてください。いかがですか。

○水田政府委員 私ども、大臣に御迷惑をおかけしないように、先生の御指摘の点を踏まえて、法の趣旨に反しない範囲で実態運営において極力実情に沿うように運営をしてみたいと思っております。

○大原委員 今言っているように、大臣、一人一人戦闘に参加したことを証明しなければいけないようなことを言っているけれども、それは、ここは証明できないのだからね。そういう客観的な情勢を見て、全く戦闘の真つただ中であつて、火炎放射器に包まれて、生きて俘の辱めを受けずという戦陣訓を民間人もそれぞれ拳々服膺して死んでいったわけでしょう。これを協力してないなんというわけではないですよ。そういう点は不備であるということですよ。

それから第二は、瀬戸内海にある大久野島の毒ガスですが、主としてその徴用工です。私は広島市ですからかなり離れているのですが、広島市の工場から徴用工で毒ガス島へ徴用された人がかなりいるのです。徴用というのは国家総動員法による徴用なんですけれども、これは動員学徒も同じようなもので、この対象になつておるわけですが、それは、現在おる職場を引き払って安い賃金で旅に出るわけですよ。二年とかいう期限があるのですけれども、家を犠牲にして出るわけですよ。そういう出た人で、それで毒ガスですから、国際法上禁止しておる毒ガスで、地図から抹殺した大久野島で働いて、そして総動員法による動員ですから、例えばイペリットその他の毒ガスを製造して

いて、その毒ガスのために内臓をやられる、あるいは外部の障害を受ける、そして毒ガスですから後遺症がある、そういうことの障害を受けているわけですね。そういう人が死亡いたしましたり障害を受けましたら、大久野島のその徴用工、準軍属は本援護法の適用があるということをしればば答弁したと思えますが、そのことについてもう一回聞きます。

○水田政府委員 大久野島で毒ガス製造に従事いたしました者のうち、内地軍属及び国家総動員法に基づいて動員された者は、援護法上準軍属の身分を有しますので、これらの業務に従事したことによつて第五款症以上の障害を有する場合には障害年金が、また業務上の傷病により死亡いたしました場合には遺族給与金が支給されることとなっております。

○大原委員 それは、申し上げたように、広島市の工場から連れていかれた人が多いのです。その徴用工で帰った人の組織が今あるのですけれども、聞いてみますと、つまり陸軍の所管の工場ですから、旧令共済、共済組合法が適用になるわけですね。一般の雇傭人は適用になるわけですよ。それから徴用工も共済組合法を適用しているのですけれども、今局長が答弁になりましたように、現行援護法との救済の条件が違つたわけですよ、格差があるのです。

そこで、共済組合法で例えば死没いたしますと百万円というふうになる、片方は百数十万円、二百万円というふうになる、こういうふうになるわけですね。ですから、どちらを適用するのか。あるいは旧令共済だけを適用するというのはやはりおかしいという法律論が当然あるのですが、その法律関係を厚生省のサイドから説明してください。

○水田政府委員 援護法の給付と旧令共済の給付が競合いたします場合には、原則としまして旧令共済の給付が優先しまして、援護法の給付が停止される、こういう形になっておりますが、援護法の給付が高い場合には、その差額部分は援護法か

ら支給することとなっております。例えば一上肢切断の場合、援護法では三百七十四万何が支給され、旧令共済でございまして二百九十一万何がしというので八十三万円の差があるわけでございますが、その八十三万円は援護法から支給がなされることになっております。

なお、遺族給付につきましては、援護法の遺族給付金と旧令共済殉職年金とは同額でございまして、差額支給という実態は生じません。

○大原委員 それは、私は疑義があるんだけれども、国家総動員法による徴用工は共済組合法よりもその方が優先するのではないかと意見を私は持っています。しかし、それは別に、その差額については出す、こういうことをはっきり答弁になりましたから、実際上見てみましたら、広島の方の人もそうなんですけれども、差額の請求を知らなかったり、されてないのが普通だということですから、これは十分留意をして、その趣旨の徹底を図ってもらいたい。よろしいです。

○水田政府委員 御指摘のとおりにいたします。

○大原委員 あなた、初めてはつきり言ったね。第三は、中国の残留孤児の問題です。外務省の中国課長もきよう来ているんだけれども、当時私はたまたまハルビンにおったんだからよく知っているんだけれども、それは別にしまして、四五年二月のスターリンとチャーチルとルーズベルトのヤルタ協定に基づいて八月九日にソビエトが参戦したわけですが、それには駆け引きがいろいろあったわけですね。しかし、八月九日に参戦するということについては当時、私も前後の話は東京で知っているのですが、軍の関係は、東條内閣がぶっ倒れる最後のぎりぎりの当時からソビエト交渉が始まっているのですが、ソビエトの参戦はないと思つて関東軍を全部南へおろしたわけですね。ぬけの殻ではないけれども、かなりそうであつたわけですね。開拓団の周辺の独立守備隊なども、いろいろなこと調査したことがあるので、私も知っていますが、そこへもつていってソビエトの

参戦があつたものですから、関東軍は根こそぎ動員したわけですね。

そこで開拓団はずっと地理の悪いところに配置してゐるのですから、防衛も兼ねてゐるのですから、開拓団は年寄りや子供と婦人を残して壊滅状況になつたのです。それでハルビンとか牡丹江とか奉天とかへ集中したわけですね。行列ができたわけですね。そこで残留孤児の問題等が発生しているわけですね。そして現地へ召集された開拓団の若い人や、全部の日本人は、行つてみると銃もなければ何もなしというところで、竹やりで訓練しておつたり、軍服もないというところもあつたらしく、さあ今度は日本が負けたということであつたと帰つていったのですが、帰つたときには居留民は、開拓団は移動しておつたり、被害を受けた、こういうことではようね。そういうふうにして旧満州地域は決定的ななにかがあつたわけですね。

そういうときに、山田乙三という関東軍指令官であつた瀨島君にいたしまして、そういう諸君はしばらくいたしまして、列車で丸腰でみんなソビエトへ連れていかれたわけですね。それを見て、関東軍は、戦時国際法といへども軍は居留民を保護するという義務があるし、国際法上の制限された行動は保証されておるのに、ソビエトの占領軍との間において何も交渉していないわけですね。中支とかその他はやつてゐるのだけれども、だから、戦時国際法に基づくそういう義務を果たしてゐない関東軍は、瀨島参謀を含めて、当時の状況から言へば非常に無責任な措置であつたと思つたのです。その問題については、時間がながいから、金子さんも話になりましたからやりませう。

中国残留孤児が日本に帰るときには、センターで四カ月間、いろいろな訓練をするわけですね。四カ月が少し短いという意見があるわけですね。これを二カ月くらい増してもらえぬだろうか。そうすると、言葉でも片言でも、あるいは空気がなるとして社会復帰ができるのではないかという議論が

一つあるわけですね。

もう一つ、ついでに時間を節約するために申し上げておきます。これは帰国問題ではないわけですが、人道上の問題で、見捨てがたい問題は、残留妻というのがあるのです。その混乱期に、自分の子供を連れて、主人と別れ別れになつて、これでは死ぬと思つて、親切にしてくれた中国、旧満州国の人と結婚した人がたくさんおる。公然とは日本に帰れないし、まあ帰る必要もないと思うけれども、夫婦になつて子供ができておるのですから。

そういう人が残留妻とよく一言で言われるのですが、その人が、機会があつたならばふるさとに帰りたいとか、親戚とかへ連絡をとりたいたとか、里帰りをしたまう帰つてきたいとか、交流したいという希望があるわけですね。しかし、既に結婚したことがあつたり、いろいろな経過があつたものだから、自分の立場を明かすことができないというところもあつて表面化してゐないのですが、その人員が五千名とも、あるいは一万人以上とも言われるのです。残留孤児ではないに、残留妻の問題です。

それは裏参りとか、その他こまごまできたわけですから、やはり情報の仲立ちをしながら希望がかなえられるような措置を考えるべきではないかという事です。この点について、残留妻の実態と、これに対する対応策について検討をいたしたことがございまして、局長、わからなかったら、あと後ろの人がやつてもいいよ。これはわかつてゐるんだがやつてもいいんだ。

○水田政府委員 お答え申し上げます。

四カ月の期間が短いという御指摘でございまして、私もこの間日本語を四百五十時間教えておりました。一般の外国人の留学生の初歩的な勉強というのとは大体二百時間から三百時間と言われているので、ほぼその倍近い勉強をさせてゐるわけでございます。センターにおいては、教室で一日やるわけでございますが、居室に戻りますと、やはり家族ぐるみでございまして、中国語

に戻つてしまふ。おのずと成長には限界があるわけでございます。語学の勉強というのとは竹の節を越えていくような形になるわけで、その節を越えるためには、社会に出て実践的な言葉の勉強をする方がいいわけでございます。むしろ社会に出て、センターの四カ月の初歩的な日本語の勉強を踏まえながらそれをさらに伸ばすという形の補講体制を整備してゐた方が本当に身についた日本語になるということで、本年度の予算でその補講をするための生活指導員の指導回数を月四回から七回に三回ふやして、それは日本語の補講にすべて振り向けるという形で考えておりますので、私も十分それによつて対処できるものと考えております。

次に、先生の御指摘の残留婦人の里帰りの問題でございますが、これは先生の御指摘のとおりでございます。国交回復をいたしました翌年の四十八年から、国が往復の費用を出して既に実施をしております。これまで三千六百三十世帯、六千三百六十六人が日本に里帰りで帰つてまいっております。

なお、中国に残留婦人がどの程度残つてゐるのだという御質問でございますが、外務省の調べによりますと、三千八百八十七名が現在向こうに残つておられる、このように承知をいたしております。

○大原委員 それは五千名という人もあるし、一万以上という人もあるのですよ。感じとして、私は一万以上だと思つておられますけれども、この趣旨が徹底して、中国との双方の間においても誤解のない措置をとりながら、人道とか本人の希望とかを尊重した交流ができるようにさらに促進をしてもらいたいと思つております。その点はひとつやつてくだされ。

○水田政府委員 外務省の協力を得まして趣旨の徹底を図り、先生の御指摘に十分こたへるよう今後とも努力をしてみたいと考えております。

○大原委員 あなたは、前の同和対策室長るとき

は非常に立派な人だと思っていたが、金子さんの質問に対してはどうもつまらぬと思ったから私は腹が立ったわけですが、それは別にしまして……

せっかく外務省から来ているのですから、いつかは聞きたいと思っておったことで、一言だけ聞いておきます。

つまり、八月九日にソビエトが参戦した、侵入した、侵略したとか、こう言うのです。しかし、大体日本が旧満州を侵略したのだから、外務省の課長はうんと言っているから、そのとおり侵略、柳条溝事件じゃ何じゃとでっち上げては満鉄を占領したり、かいらい政権をつくったわけだから、中国人にしてみれば、開拓団というのは権力を背景にして土地を奪い、農地を奪っていたという感じなんだから。

しかし、開拓団の人は、農民としてそこへ新しく希望の生きる道を開拓しようと思つて行つたし、国の命令で青年義勇隊等は行つたわけですから、これはこれですが、しかしそれと一緒に、その混乱期において関東軍は、頼島参謀を含めて山田乙三司令官は、敗戦国であっても、制限された権限の中でちゃんと現地軍として居留民保護の具体的な交渉をしたのかどうか。すべきであつたのではないか。現地軍というのはそういう責任があるのではないか。戦時国際法上の権利があるのではないか。そういう認識は全然なくて責任を放棄したからああいう混乱が起きたのではないか。

ある開拓団の近くの独立守備隊に私の友達がおりましたから、当時は私はハルビンにおつたわけだから知っていますけれどもね、あつという間になくなくなつたですね。これは、大阪大学の講師で、後に教授になりましたけれども、ずっと革新系の活動家になった人です。幹部になつた人です。社会党じゃありません。そういうのがいなくなつたですね、全然。だから、関東軍はそういう点について普通、教育されておつたのか、認識を持っておつたのか、知識があつたのか、そういう努力を果したのか、果たさなかつたのかという

点で、今外務省はどういう見解を持っているか。私が問題を指摘しておきましたから、かなり研究をしておると思うから、答弁をしてもらいたい。

○横田説明員 たいだい委員御指摘の点でございますが、私自身、ごらんのとおり戦時中に生まれましたけれども、戦後育ちでございますので、当時の関東軍がどのようなことをやつた、あるいはどのような措置をとつたか、あるいはとらなかつたかということについて必ずしも、少なくとも体験として存じておるわけではございません。いろいろな書物、手記その他によつて当時の関東軍が、ソ連軍が侵入をしまひりまして、いわゆる旧満州国が崩壊をする段階においてどのようなことが起きたかということにつきまして、いろいろなことを読んでございます。その中には、まさに委員がおっしゃいましたような、私が個人的に読みまして非常に義憤を感じるようなことが多々あつたのであらうかと思つてございいます。

○大原委員 関東軍が戦時国際法で制限された権限や義務を完全に行使してゐなかつた、こういうふうな理解してよろしいか。

○横田説明員 関東軍がいわゆる戦時法規という点で、例えばソ連軍との間で交渉するような義務が果たしてあつたのかなかつたのかという、いわゆる国際法上の法的な議論から申しますと、私、必ずしも専門家ではございませんけれども、そういう交渉をやらなければならぬという義務があつたというふうには必ずしも言えないのではないかとこのように考えるわけでございいます。

ただ、一般論といたしまして、これは、戦闘武装団体というものが無実の非戦闘員というものの安全をよく考えながらいろいろ行動すべきであるということとは当然のことかと思つてございいます。

○大原委員 中支とか南支の方では、現地の軍隊は必ず武装解除を受けるんだからね、武装解除を、負けたら。突撃をするわけじゃないんだから、武装解除を受けるんだ。そのときに居留民保護

護について話をするはずなんだ。それを、ちゃんとしておるんだ、中国南支の方は。満州の方は、根こそぎ動員をして若い者が全部いなくなつて、年寄りや女と子供が開拓団に残つて、これが行進をしていった。その中で大混乱が起きたわけですよ。

だから、すべての国策を一身にし寄せを受けたわけですが、根こそぎ動員をしておきながら、そのときに関東軍は現地で全部解体したものだから、日本人狩りをソビエトがやつたわけだ。ハルビンやその他を中心にしたしまして、民間人の日本人で二十歳から三十歳、二十歳くらいをずっと首実検をして連れていつて抑留をしたわけだ。ところが、軍としては徒党の集団であつて、全然責任ある行動をとつていないんだ、関東軍は、初めからしまいまで。それがこの大混乱になつてゐるのだ。

であるだけでなしに、根こそぎ動員をして、僻地の軍隊と開拓団が離れてゐるものだから、親子ばらばらになつて大混乱をしたということなんだ。日本人狩りを受けて、またハルビンやその他周辺におつたのが連れていかれた。員数が足らぬからだ。関東軍の数が足らぬから日本人狩りをした。僕もハルビンで受けて逃れたことがある。おれは日本人じゃないと行つて逃れたことがある。うまく逃げたけれども、そうだったのです。それで結局、働き手の男がいなくなつて、完全にああいう混乱状況になつたわけですよ。あれは軍隊ですよ。関東軍が悪いんだ。悪い上にさらに最後を悪くした。何も責任を果たしてないということですよ。

あなた、帰つてから、安倍君やみんなによく言つておけよ。そういうことの観点でこの問題は対処すべきであるということですよ。

次に、金子先生も話をしておりましたが、厚生大臣、これは防空法の八条の三で隣組防空とかそれから職場防空とかいうのがだんだんと締めつけられて、そしてこれが民間の戦闘団体になつていくわけですよ、歴史的に。戦闘団体になるのです。それが急速にそういうふうになるのが、三月二十

三日の閣議決定に基づく、この第三号の受給者ですか、国民義勇隊なんですよ。それは、今話が続いておりますが、サイパン、テニアンやその他、B29が直接日本本土を空襲して制空権が取られる、それから沖縄が、一〇・一〇空襲以降四月一日の上陸と六月二十六日の玉砕、沖縄放棄に至るまでの間がずっとあるわけですよ。そういう背景があるわけですよ。それから東京は三月十日に、金子さんが言われた東京大空襲があるわけですよ。

そういう背景の中で、三月二十三日の閣議で国民義勇隊に関する件をやつて、日本本土にわたつて国民義勇隊をつくつて、防空の組織と一緒に――これは防空の組織で、どつちでやるかという内務省と陸軍省の大げんかがあつて、国民義勇隊は内務省ということになつたわけだけれども、やつて、そして、次回がないから少し演説を加えますが、六月九日から臨時帝國議會をこゝで開いて、そして国民義勇兵役法を制定したわけですよ。そして、男は十五歳から六十歳まで、女は十七歳から四十歳までですが、その前後についても義勇隊として、志願兵として参加するということが陸海軍刑法の適用をやつたわけですよ。これは七月五日公布、直ちに施行されてゐる、こういうふうになつております。それで国民義勇隊の一連の問題で、国民義勇隊、国民義勇隊と、ずっと強化した。閣議決定でやることはできない。そこで臨時帝國議會を開いて、情勢をすべて検討して、いよいよ本土決戦であるということと法律をつくつたのです。国民義勇隊に関する件というのは、ここに一部あるわけですよ。

だから、金子先生も言いましたように、サイパン、テニアン等がやられて制空権は完全に近くアメリカが握つておる中で、三月十日の東京大空襲があつたわけですよ。だから、時間的にどこに線引きするかというのは難しいのですが、原爆被爆者援護法で、特別権力関係の問題で、七月五日以降は完全に本土決戦で、法律、命令ともに、戦闘状況ということがあつたら個人的な命令を受けない

でも全部給当りでいくんだという法律ができたわけだ。そういう状況にあった。だから、幾らシビアに解釈しても、それ以降においては戦闘員と非戦闘員の差はない。しかしながら、軍人恩給を復活するという政治的な意図もありましたから、戦傷病者戦没者援護法を制定して、軍人、軍属、準軍属を初めは小さくやったのですが、だんだん広がってきまして、そして、非戦闘員の範囲に食い込んできたわけですね。

その最後は第七号の問題でございまして、防空従事者の問題です。防空従事者は警防団、医療従事者で医師とか薬剤師とか看護婦とか助産婦というものが昭和四十九年から準軍属に入ったわけですね。それは私が数年来、昭和四十二年ごろからずっと予算委員会、社労で議論したことが最後に実を結んだわけですね。しかし、そのときに主張したのは、隣組とか職場とかいうものも規制がだんだん強化されて、義勇隊と一緒に、法律ができるまでずっと同じように活動していたのですよ、ボランティアではないんだよ、自分の生命、財産を守るためのボランティア活動ではないんですよという議論をしてきたところでありました。しかし四十九年には線引きをしたわけだ。防空法の中の防空従事者ということで警防団、医療従事者に限定したわけですね。しかし、それは本当ではないということの議論だと思ふのです。

ですから、私は、その議論は実態の問題と一緒に尽きていないのですが、あなたの方の説明は、法制局や外務省等を含めての説明は、これは法律は公布されて施行されたけれども、勅令や省令は出たけれども実施されなかった、具体的に命令が出なかったというへ理屈ですが、具体的な命令が出るようになっていないんだ、この法律は、国会の議事録を見ればわかる。それは苦し紛れに皆さんが答弁したわけですね。だから、大体この最終段階になるに従って、昭和二十年に入ると戦闘員と非戦闘員の差をつけるということは、特別権力関係論からいってもこれは誤りである、実態に沿わない。こういう考え方は依然として変わらな

い。私どもの考えは変わらない。これは引き続いて皆さんの方で十分研究してもらいたい。これについて皆さん方と議論をする時間がございませうから、私が申し上げたことについて、政治家として今井厚生大臣に感想があればお聞きをしたい。○今井國務大臣 先ほどからずっとお聞きしてあります。先生のお気持ちもよくわかるわけでありまして、援護法というのは先生御案内のように軍人軍属などの国と特別の関係にあった者が戦争公務によりまして受傷あるいは死亡した場合に、障害者または遺族に対して国の使用者の立場から援護を行うということとを目的とするわけでございます。こういった特別の関係がない一般の戦災者を援護法の対象にするということは、私はできにくいと考えておるものでございます。

○大原委員 それだったらもう一回反駁しなければならぬよ、それだけ時間をかけて言ったのに。そこで、それは結局の背景は、もうかなり時間がたつておるからあなたもそれは言われていいのですよ。つまり軍人恩給を復活するということが非常に大きな目標で、昭和二十七年に戦傷病者戦没者遺族等援護法をやった二十八年には恩給法に持っていくわけですね。そこでどこで線引きをしなければならぬということと軍人と軍属の範囲を、軍人と軍属は前は五年の年金でしたわけですから差別の待遇があったわけですが、それを一緒にしまして範囲をできるだけ拡大したんだ。しかし、それをさらに拡大すると戦闘員と非戦闘員の問題になって理屈がつかなくなるのですが、しかし、その歴史的な経過があつて、そして消極的な答弁をしながら線引きをしてきた、こういうことであります。

そういうことであるということを、厚生大臣、経過をよく知っておいてくださいよ。だから、今のは金子先生が言いましたように、実際には戦場防空とか地域防空はその名簿をつくりましたら今度は国民義勇隊のときにはそのままだと利用するのです。出てこいといって電話がかかってきたら全部出ていくのです。そういう仕組みになつて

おる。それで法律ができたわけですね。本土決戦の法律ができた。それから、空挺隊であろうが艦砲射撃で敵前上陸であろうが大空襲であろうが、本土決戦のときには全部軍人と一緒に行動するという法律ができたわけですね。だから、これはもう特別権力関係からいって差はないということになるわけでありまして。

それは問題点の指摘にして、あと今までの議論を整理しまして質問をまた続けるということと、内容的にはその問題はこれで一応保留するということとあります。

それから、最後に生存者の未帰還者の実態、附帯決議もあるのですが、その実態と、それに対する厚生省の対応策。衆参両院の附帯決議がございまして、未帰還者の実態。この予算上、法律上は出しておるのです。未帰還者というものは出ております。この実態とこれに対応する――施策はあるのですけれども、これに対してどういふふうな将来を含めて対応しようとしているのかということですね。

私が通告した中になかったけれども、附帯決議は用意しておいてくれ、こう言ったのだからだしぬけじゃないですよ、あなた。

○水田政府委員 未帰還者は現在千二百九十一名ございまして、この一人でも多く祖国日本に帰る意思のある方については帰還できるように外交交渉その他最大限の努力を払ってまいりたいと思ひます。

現在、未帰還者の非常に多いのは中国地区九百八十名、ソ連地区百七十四名、北朝鮮の八十三名、その他、こういうことに相なっております。

○大原委員 ソ連と北朝鮮の未帰還者の実態を把握していますか。

○水田政府委員 北朝鮮につきましては、外交はございませんで、従来から日赤ルートを通じて未帰還者の名簿を提示しまして調査をお願いいたしているところでございまして、そういう者はいないという答えに終始しておたわけでございます。昨年の暮れに、日本にいる家族と文通を

しておられる方、四名でございましたか五名でございましたか、その少人数に絞りましたやはり日赤を通じて、こういう方と家族とどうやって文通をしておるので、ひとつ再会できるようお願いしたいということををお願いいたしておりますが、いまだ回答に接していない状況でございまして。

ソ連地域についても外交ルートを通じて所在の確認をお願いいたしておりますが、回答に接していないという状況でございまして。

○大原委員 最後ですが、未帰還者の家族については今度処遇改善するわけですね、法改正するのですね。

○水田政府委員 そのとおりでございまして。

○大原委員 それでは、以上をもちまして私の質問を終わります。

○山崎委員長 次に、内閣提出、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び森井忠良君外十三名提出、原子爆弾被爆者等援護法案の両案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。今井厚生大臣。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○今井國務大臣 ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者については、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律により、健康診断及び医療の給付を行うとともに、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により、医療特別手当等の支給を行い、被爆者

の健康の保持増進と生活の安定を図ってまいったところであります。

本法律案は、被爆者の福祉の一層の向上を図るため、医療特別手当等の額の引き上げを行うこととし、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正しようとするものであります。

以下、その内容について御説明申し上げます。

まず第一は、医療特別手当の額を、現行の月額十萬八千円から十一萬八千円に引き上げることとあります。

第二は、特別手当の額を、現行の月額三萬九千八百円から四萬八千八百円に引き上げることとあります。

第三は、原子爆弾小頭症手当の額を、現行の月額三萬七千七百円から三萬八千八百円に引き上げることとあります。

第四は、健康管理手当の額を、現行の月額二萬六千五百円から二萬七千二百円に引き上げることとあります。

第五は、保健手当の額を、一定の範囲の身体上の障害のある者等に対し支給されるものについては、現行の月額二萬六千五百円から二萬七千二百円に、それ以外のものについては、現行の月額一萬三千三百円から一萬三千六百円に引き上げることとあります。

また、これらの改正の実施時期は、昭和六十一年四月一日といたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○山崎委員長 森井忠良君。

原子爆弾被爆者等援護法案

〔本号末尾に掲載〕

○森井議員 私は、ただいま議題になりました原子

子爆弾被爆者等援護法案につきまして、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び社会民主連合を代表いたしまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十年八月六日、続いて九日、広島・長崎に投下された人類史上最初の原爆投下は、一瞬にして三十万人余の生命を奪ひ、両市を焦土化したものであります。この原子爆弾による被害は、普通の爆弾と異なり、放射能と熱線と爆風の複合的な効果により、大量無差別破壊・殺傷するものであるだけに、その非人道性ははかり知れないものがあるものであります。たとえ一命を取りとめた人たちも、この世の出来事とは思われない、焦熱地獄を身をもって体験し、生涯消えることのない傷痕と、原爆後遺症に苦しみ、病苦、貧困、孤独の三重苦に悩まされながら、今日までようやく生き続けてきたというのが実態であります。

昨年は被爆四十周年という節目の年でありましたが、国は原爆で亡くなられた方々やその遺族に一本のお線香代も出さず、全く弔意をあらわしておりません。一家の支柱を失い、途方に暮れる遺族に、一円の生活援助もしていません。ここに現行二法の最大の欠陥が指摘できるのであります。国家補償に基づく被爆者援護法を求める広範な国民の不満は、なぜ軍人・軍属など軍関係者のみを援護し、原爆の犠牲者を差別して処遇するのか、戦時諸法制から見ても、全く納得がいかないという点であります。本法案提出に当たり、私は、この際、まず国家補償法の必要性について明らかにしたいと存じます。

国家補償の原則に立つ援護法が必要な第一の理由は、アメリカの原爆投下は国際法で禁止された毒ガス、生物化学兵器以上の非人道的兵器による無差別爆撃であつて、国際法違反の犯罪行為であるといふこととあります。したがつてたとえサンフランシスコ条約で、日本が対米請求権を放棄したものであつても、被爆者の立場からすれば、請求権を放棄した日本国政府に対して国家補償を要求する当然の権利があるのであります。しかも、原

爆投下を誘発したのは、日本軍国主義政府が起した戦争なのであります。我々がこの史上最初の核爆発の熱線と爆風、そして放射能によるはかり知れない人命と健康被害を目をつぶることは、被爆国としての日本が、恒久平和を口にする資格なしと言わなければなりません。

第二の理由は、この人類史上未曾有の惨禍をもたらした太平洋戦争を開始し、また終結することの権限と責任が日本国政府にあったことは明白であるからであります。特にサイパン、沖縄陥落後の本土空襲、本土決戦の段階では、旧国家総動員法は言うまでもなく、旧防空法や国民義勇隊による動員体制の強化に見られるように、六十五歳以下の男子、四十五歳以下の女子、すなわち、ほとんど全国民が国家権力によってその任務につくことを強制されていたことは紛れもない事実であります。今日の世界平和が三十万人余の犠牲の上に

あることからしても、再びこの悲劇を繰り返さないとの決意を、国の責任による援護法によって明らかにすることは、当然のことと言わなければなりません。

第三の理由は、既に太平洋戦争を体験している年代も数少なくなり、やがて戦後世代の悲劇は忘れ去られようとしている現状であります。原爆が投下され、戦後既に四十二年たった今日、被爆者にとつてはその心身の傷痕は永久に消えないとしても、その方々にとつては援護法が制定されることによつて初めて戦後が終わるのであります。私たちは、以上のような理由から、全被爆者とその遺族に対し、放射能被害の特殊性を考慮しつつ、現行の軍属、準軍属に対する援護法に準じて、原爆被爆者等援護法を提案することといたしたのであります。

次に、この法律の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、健康管理及び医療の給付であります。健康管理のため年間に定期二回、随時二回以上の健康診断や成人病検査、精密検査等を行うとともに、被爆者の負傷または疾病について医療の給付

を行い、その医療費は、七十歳未満の被爆者については現行法どおりとするともに、老人被爆者についても、老人保健法にかかわらず、本人一部負担、地方自治体負担を、国の負担といたしました。なお、治療並びに施設に際しましては、放射能後遺症の特殊性を考え、はり、きゅう、マッサージをもあわせて行い得るよう別途指針をつくることにいたしました。

第二は、医療手当及び介護手当の支給であります。被爆者の入院、通院、在宅療養を対象として月額三万円の範囲内で医療手当を支給する。また、被爆者が、安んじて医療を受けることができるよう月額十万円の範囲内で介護手当を支給し、家族介護についても給付するよう措置したのであります。

第三は、被爆二世または三世に対する措置であります。被爆者の子または孫で希望者には健康診断の機会を与え、さらに放射能の影響により生ずる疑いがある疾病にかかった者に対して、被爆者とみなし、健康診断、医療の給付及び医療手当、介護手当の支給を行うことにしたのであります。

第四は、被爆者年金の支給であります。全被爆者に対して、政令で定める障害の程度に応じて、年額最低三十二万四千四百円から最高六百六十六万五千円までの範囲内で年金を支給することといたしました。

障害の程度を定めるに当たっては、被爆者が原爆の放射能を受けたことによる疾病の特殊性を特に考慮すべきものとしたのであります。

第五は、被爆者年金等の年金額の自動的改定措置、すなわち賃金自動スライド制を採用いたしました。

第六は、特別給付金の支給であります。本来なら死没者の遺族に対して弔意をあらわすため、弔慰金及び遺族年金を支給すべきであります。が、当面の措置として、それにかわるものとして百二十万円の特別給付金とし、五年以内に償還すべき記名国債をもって交付することにいたしました。

第七は、被爆者が死亡した場合は、二十万円の

葬祭料を、その葬祭を行う者に對して支給することにしたのであります。

第八は、被爆者が健康診断や治療のため国鉄を利用する場合には、本人及びその介護者の国鉄運賃は無料とすることにいたしました。

第九は、原爆孤老、病弱者、小頭症その他の保護、治療を要する者のために、国の責任で、収容・保護施設を設置すること、被爆者のための相談所を都道府県が設置し、国は施設の設置・運営の補助をすることにいたしました。

第十は、厚生大臣の諮問機関として、原爆被爆者等援護審議会を設け、その審議会に、被爆者の代表を委員に加えることにしたのであります。

第十一は、放射線影響研究所の法的な位置づけを明確にするにとともに必要な助成を行うこととしたのであります。

第十二は、日本に居住する外国人被爆者に對しても本法を適用することにしたのであります。

第十三は、厚生大臣は速やかにこの法律に基づき援護を受けることのできる者の状況について調査しなければならぬことにいたしました。

なお、この法律の施行は、昭和六十二年一月一日であります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

被爆後四十一年を経過し、高齢化する被爆者や遺族に、もう時間はないのであります。再び原爆による犠牲者を出すなという原水爆禁止の国民の願いにこたえて、何とぞ、慎重御審議の上、速やかに可決されるようお願い申し上げます。

○山崎委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。両案に対する質疑は後日に譲ります。

○山崎委員長 この際、連合審査会開会申し入れに関する件についてお諮りいたします。

ただいま大蔵委員会において審査中の内閣提

出、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案について、大蔵委員会に連合審査会開会の申し入れを行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山崎委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時等は、大蔵委員長と協議の上、追って公報をもってお知らせいたします。

次回は、来る八日火曜日午前九時四十五分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十三分散会

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「十万八千円」を「十一万八千円」に改める。

第三条第三項中「三万九千八百円」を「四万八千円」に改める。

第四条の二第三項中「三万七千七百円」を「三万八千四百円」に改める。

第五条第四項中「二万六千五百円」を「二万七千二百円」に改める。

第五条の二第三項中「一万三千三百円」を「一万三千六百円」に、「二万六千五百円」を「二万七千二百円」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

2 昭和六十一年三月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保険手当の額については、なお従前の

例による。

理 由

原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原子爆弾被爆者等援護法案

原子爆弾被爆者等援護法

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 援護（第四条—第四十三条）

第三章 不服申立て（第四十四条—第四十八条）

第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所（第四十九条—第五十条）

第五章 原子爆弾被爆者等援護審議会（第五十一条—第五十四条）

第六章 雑則（第五十五条—第五十八条）

第七章 罰則（第五十九条—第六十条）

附 則

第一章 総則

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれていた特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者に対して医療の給付、一般疾病医療費、被爆者年金又は特別給付金の支給等必要な措置を講じ、もつてこれらの者を援護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「被爆者」とは、次の各号の一に該当する者であつて、被爆者援護手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれら

に隣接する区域内にあつた者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内にあつた者

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

（被爆者援護手帳）

第三条 被爆者援護手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事（広島市又は長崎市の区域にあつては、広島市長又は長崎市長。以下同じ）に申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が前条各号の一に該当すると認めるときは、その者に被爆者援護手帳を交付するものとする。

3 被爆者援護手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 援護

（援護の種類）

第四条 この法律による援護は、次のとおりとする。

一 健康診断の実施

二 医療の給付

三 一般疾病医療費の支給

四 医療手当の支給

五 介護手当の支給

六 被爆者年金の支給

七 特別給付金の支給

八 葬祭料の支給

九 日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無賃取扱

（健康診断）

第五条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行

うものとする。

(健康診断に関する記録)

第六条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行つたときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

(指導)

第七条 都道府県知事は、第五条の規定による健康診断の結果があるとき、健康診断を受ける者は、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行うものとする。

(医療の給付)

第八条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治療能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに

手術

四 病院又は診療所への収容

看護

五 移送

六 移送

3 医療の給付は、厚生大臣が第十条第一項の規定により指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)に委託して行うものとする。

(認定)

第九条 前条第一項の規定により医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たっては、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原

子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(医療機関の指定)

第十条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第八条第一項の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、その他指定医療機関に第八条第一項の規定による医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

5 厚生大臣は、指定医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たっては、あらかじめ原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

(指定医療機関の義務)

第十一条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第十二条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十三条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(報告の請求及び検査)

第十四条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があると認めるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(医療費の支給)

第十五条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第八条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医

療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同項各号に規定する医療を受けた場合において、緊急その他やむを得ない理由によりその費用を当該指定医療機関に支払つたときも、同様とする。

2 前項の規定によつて支給する医療費の額は、第十二条の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するに必要があると認めるときは、当該医療を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた医療に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

(一般疾病医療費の支給)

第十六条 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病(第八条第一項の規定による医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾患、先天性疾患及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く)につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関(以下「被爆者一般疾病医療機関」という。)から第八条第二項各号に規定する医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給する。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法、国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)他の法律において準用し、又は例による場合を含む)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百五十二号)(以下この条において「社会保険各法」という。)、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)、労働基準法(昭和二十二年法律第

四十九号)労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、船員法(昭和二十二年法律第百号)若しくは日本学校健康会法(昭和五十七年法律第六十三号)の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額(その者が社会保険各法又は老人保健法による療養の給付若しくは医療を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付又は医療に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする)の限度において支給するものとする。

2 前項の医療に要した費用の額の算定については、前条第二項の規定を準用する。

3 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に關し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。

5 社会保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又は老人保健法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法又は老人保健法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、これらの法律の規定にかかわらず、当該医療に關し厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

6 第十三条第三項の規定は第三項の規定による支払をなすべき額を決定する場合について、同条第四項の規定は第三項の規定による支払について、第十四条の規定は第三項の規定による支払のため必要がある場合について、前条第三項の規定は一般疾病医療費の支給に關し必要がある場合について、それぞれ、準用する。

(被爆者一般疾病医療機関)

第十七条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

4 第十条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(一般疾病医療費の支給の制限)

第十八条 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わない。

2 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかつたとき、又は正当な理由がなくて療養に關する指示に従わなかつたときも、同様とする。

(医療手当の支給)

第十九条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、被爆者であつて、負傷又は疾病につき第八条第一項の規定による医療の給付を受け、又は第十六条第一項の規定による一般疾病医療

費の支給を受けることができる医療を受けているものに対し、その給付又は医療を受けている期間について、月額三万円の範囲内において、医療手当を支給する。

(介護手当の支給)

第二十条 都道府県知事は、被爆者であつて、政令で定める程度の精神上又は身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである負傷又は疾病による傷害を除く。次条第四項において同じ)により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、政令で定めるところにより、その介護を受けている期間について、月額十万円の範囲内において、介護手当を支給する。

(被爆者年金の支給)

第二十一条 被爆者には、被爆者年金を支給する。

2 被爆者年金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、行う。

3 被爆者年金の額は、三十二万六千四百円とする。

4 精神上又は身体上の障害の状態にある被爆者のうち、その障害が政令で定める程度の障害の状態にあるものに支給する被爆者年金の額は、前項の規定にかかわらず、その障害の程度に應じ、三十二万六千四百円を超え、六百六十六万五百円を超えない範囲内において、政令で定める額とする。

5 前項の障害の程度を定めるに当たつては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことによる疾病の特殊性について特に配慮しなければならぬ。

6 厚生大臣は、第四項の障害の程度及び額を定める政令の制定又は改定をしようとするときは、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

(被爆者年金の額の改定)

第二十二条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者が次の各号の一に該当することとなつた場合には、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、当該被爆者年金の額を改定する。

一 新たに前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態になつたとき。

二 障害の程度が増進し、又は低下したとき。

三 前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態になつたとき。

2 前項第一号又は第二号(障害の程度の増進に係る場合に限る)に該当することとなつたことによる被爆者年金の額の改定は、当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づいて行う。

(被爆者年金の支給期間及び支給期月)

第二十三条 被爆者年金の支給は、昭和六十二年一月(被爆者援護手帳の交付を受けた日が同月一日以降であるときは、その交付を受けた日の属する月の翌月)から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

2 被爆者年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 前条第一項の規定により被爆者年金の額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。

4 被爆者年金は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期に、それぞれその前月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであつた被爆者年金又は権利が消滅した場合若しくは被爆者年金の支給を停止した場合におけるその期の被爆者年金は、その支給期月でない月であつても、支給するものとする。

(被爆者年金を受ける権利の消滅)

第二十四条 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、当該被爆者年金を受ける権

利は、消滅する。

(被爆者年金の支給停止)

第二十五条 被爆者年金を受ける権利を有する者が監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されているときは、当該拘禁されている期間、被爆者年金の支給を停止する。

(被爆者年金と増加恩給等との調整)

第二十六条 被爆者年金を受ける権利を有する者が、同一の障害に關し、他の法令の規定により恩給法(大正十二年法律第四十八号)第四十六条に規定する増加恩給その他被爆者年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、被爆者年金の額が当該他の法令の規定による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(未支給の被爆者年金)

第二十七条 被爆者年金を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給していないものがあるときは、その者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に被爆者年金の請求をしていなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、死亡した者の被爆者年金を請求することができる。

3 未支給の被爆者年金を受けることができる者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 未支給の被爆者年金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人のした

請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(受給権の調査)

第二十八条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その者に對し、身分関係の異動及び障害の状態その他必要な事項に關して、必要な書類の提出を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

2 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(特別給付金の支給)

第二十九条 死亡した第二条各号に掲げる者の遺族には、特別給付金を支給する。

2 特別給付金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

(特別給付金を受けることができる遺族の範囲)

第三十条 特別給付金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族(死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていた者に限る。)とする。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和六十二年一月一日以前であるときは、同日前に離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了した遺族は、特別給付金を受けることができる遺族としない。

2 死亡した者の死亡の当時に胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用について

は、その子は、当該死亡した者の死亡の当時における子とみなす。

(特別給付金を受けることができる遺族の順位)

第三十一条 特別給付金を受けることができる遺族の順位は、次に掲げる順序とする。ただし、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

一 配偶者(死亡した者の死亡の日が昭和六十二年一月一日以前であるときは、死亡の日以後同月一日以前に、前条第一項に規定する遺族(以下この条において「遺族」という。)以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。)

二 子(昭和六十二年一月一日(死亡した者の死亡の日が同月二日以後であるときは、その死亡の日。以下この条において同じ)において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

三 父母

四 孫(昭和六十二年一月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

五 祖父母

六 兄弟姉妹(昭和六十二年一月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

七 第二号において同号の順位から除かれてゐる子

八 第四号において同号の順位から除かれてゐる孫

九 第六号において同号の順位から除かれてゐる兄弟姉妹

十 第一号において同号の順位から除かれてゐる配偶者

十一 前各号に掲げる者以外の遺族
(特別給付金の額及び記名国債の交付)

第三十二条 特別給付金の額は、死亡した者一人につき百二十万円とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債の利率は、年六分とする。

4 第二項の規定により発行する国債について、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(特別給付金と他の法令の規定による扶助料等との調整)

第三十三条 特別給付金は、当該死亡した者の死亡に關し、他の法令の規定により恩給法第七十五条第一項第一号から第三号までに掲げる額の扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)第二十三条に規定する遺族年金又は遺族給付金その他特別給付金に相当する給付を受けた、又は受けることができる者がある場合には、支給しない。ただし、政令で定めるところにより、特別給付金の額が当該他の法令の規定による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(準用規定)

第三十四条 第二十七条第四項の規定は、同順位の遺族が二人以上ある場合の特別給付金の請求若しくはその支給について、同順位の相続人が二人以上ある場合の未支給の特別給付金の請求若しくはその支給について、国債の記名者が死亡した同順位の相続人が二人以上ある場合におけるその者の死亡前に支払うべきであつた元利金の請求若しくはその支払又は記名変更の請求若しくはその記名変更について、それぞれ、準用する。

(葬祭料の支給)

第三十五条 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、その葬祭を行う者に對し、葬祭料として、死亡した者一人につき二十万円を支給する。

(被爆者年金等の支給の制限)

第三十六条 被爆者年金、特別給付金又は葬祭料(以下「被爆者年金等」と総称する。)の支給を受けることができる者が、故意に、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等を支給しない。

2 特別給付金の支給を受けることができる遺族が、当該特別給付金に係る先順位者又は同順位者を故意に死亡させた場合には、その者には、当該特別給付金を支給しない。特別給付金の支給事由が生ずる前に、当該支給事由が生ずることとなる者たる被爆者又は同順位者となることとなる者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 被爆者年金等の支給を受けることができる者が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、若しくは正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかつたことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等の全部又は一部を支給しないことができる。

(日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無賃取扱い)

第三十七条 被爆者及びその介護者は、運賃を支払ふことなく、日本国有鉄道の経営する鉄道、航路又は自動車線に乗車又は乗船することができる。

2 前項の規定により乗車又は乗船することができる回数、区間その他同項の規定の実施に関する事項は、政令で定める。

3 国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道、航路及び自動車線の運賃を負担するものとする。

4 前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、運輸大臣が定める。

(特別給付金及び被爆者年金に係る時効)

第三十八条 特別給付金又は被爆者年金の支給を受ける権利は、その支給を受けることができる事由が生じた日から、特別給付金については三年間、被爆者年金については七年间行わないときは、時効によつて消滅する。

し、必要な事項は、政令で定める。

3 国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道、航路及び自動車線の運賃を負担するものとする。

4 前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、運輸大臣が定める。

(特別給付金及び被爆者年金に係る時効)

第三十八条 特別給付金又は被爆者年金の支給を受ける権利は、その支給を受けることができる事由が生じた日から、特別給付金については三年間、被爆者年金については七年间行わないときは、時効によつて消滅する。

2 被爆者年金の支給を受ける権利の時効は、当該被爆者年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

(援護を受ける権利の保護)

第三十九条 この法律に基づく援護を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。ただし、被爆者年金を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合、この限りでない。

(公課の禁止)

第四十条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2 援護に関する書類及び第三十二条に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(不正利得の徴収)

第四十一条 厚生大臣又は都道府県知事は、偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく援護を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、当該援護に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(交付金)

第四十二条 国は、政令で定めるところにより、

医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により

都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県(広島市長又は長崎市長が行うこれらの支給及び事務に要する費用については、広島市又は長崎市)に交付する。

(子又は孫に対する適用等)

第四十三条 都道府県知事は、第二条各号に掲げる者の子(同条第四号に該当する者を除く。以下この条において同じ。)又は孫から申出があつた場合には、これらの者に対して、第五条から第七条までの規定の例により、健康診断を行うものとする。

2 第二条各号に掲げる者の子又は孫で政令で定める疾病にかかつている旨の都道府県知事の認定を受けたものは、当該各号に掲げる者とみなしてこの法律の規定(被爆者年金、特別給付金及び葬祭料に係る規定を除く。)を適用する。

第三章 不服申立て

(異議申立期間)

第四十四条 被爆者年金又は特別給付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(原子爆弾被爆者等援護審議会の意見の聴取)

第四十五条 厚生大臣は、前条第一項に規定する処分についての不服申立てに対する決定をするに当たつては、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

(時効の中断)

第四十六条 第四十四条第一項に規定する処分についての不服申立ては、時効の中断にについては、裁判上の請求とみなす。

(不服申立てと訴訟との関係)

第四十七条 第四十四条第一項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(再審査請求)

第四十八条 広島市長又は長崎市長が行う被爆者援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができるものとする。

第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所

(原子爆弾被爆者保護施設)

第四十九条 国は、原子爆弾被爆者保護施設を設置しなければならない。

2 原子爆弾被爆者保護施設は、高年齢の被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他特に保護(治療を含む。以下この項において同じ。)を必要とする被爆者を収容し、その保護を行う施設とする。

(原子爆弾被爆者相談所)

第五十条 都道府県並びに広島市及び長崎市は、原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。

2 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に応ずる施設とする。

3 国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆者相談所を設置した都道府県及び市に對し、その設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

第五章 原子爆弾被爆者等援護審議会(設置及び権限)

第五十一条 厚生大臣の諮問に應じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者等援護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に意見を述べることができる。

(委員)

第五十二条 審議会は、委員二十人以上以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、被爆者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者及び被爆者の中から任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(専門調査員)

第五十三条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置く。

(政令への委任)

第五十四条 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(放射線影響研究所に対する助成等)

第五十五条 国は、財団法人放射線影響研究所に対し、その事業に要する費用について、予算の範囲内において補助するものとする。

2 国は、財団法人放射線影響研究所の事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

3 財団法人放射線影響研究所は、原子爆弾の放射能の人及び被爆者並びにこれによる負傷又は疾病に関する調査研究、被爆者に対する健康診断及び指導、当該負傷又は疾病の治療等の事業を総合的に実施するように努めるものとする。

(戸籍事項の無料証明)

第五十六条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、この法律に基づく援護を受ける権利を有する者に對して、当該市町村の条例の定めるところにより、その者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(権限の委任)

第五十七条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(省令への委任)

第五十八条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第七章 罰則

第五十九条 この法律による健康診断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六十条 第八條第二項各号に規定する医療を行つた者又はこれを使用する者が、第十五條第三項(第十六條第六項において準用する場合を含む。)の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の間問に對して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止)
第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)
二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)

(経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(以下「旧被爆者医療法」という。)第三條の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者は、第三條の規定により被爆者健康手帳の交付を受けた者とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第三條第一項の規定によつてなされている被爆者健康手帳の交付の申請は、第三條第一項の規定によりなされた被爆者健康手帳の交付の申請とみなす。

第五条 旧被爆者医療法第四條の規定により行つた健康診断に関する記録の保存については、なお従前の例による。

第六条 この法律施行の際現に旧被爆者医療法第八條第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者は、第九條第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者とみなす。

第七条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第九條第一項又は第十四條の三第一項の規定により指定されている病院若しくは診療所又は薬局は、それぞれ第十條第一項又は第十七條第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事が指定した病院若しくは診療所又は薬局とみなす。

第八条 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第七條第一項に規定する医療の給付に係る診療報酬の審査及び支払並びに報告の請求及び検査については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第十四條第一項に規定する医療費又は旧被爆者医療法第十四條の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給に関しては、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行前に附則第二条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定により支給事由が生じた医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当又は葬祭料に関しては、なお従前の例による。

第十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(被爆者年金の額の自動的改定措置)

第十三条 被爆者年金については、政府は、労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の年度平均の給与額(以下「平均給与額」という。)が昭和六十一年度(この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度)の平均給与額の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の四月以降の被爆者年金の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

(調査)
第十四条 厚生大臣は、速やかに、第二條各号に掲げる者その他この法律に基づく援護を受けることができる者の状況について調査しなければならない。

(地方財政法の一部改正)
第十五条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條中第八號の四を削り、第八號の五を第八號の四とする。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第十六条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十一年法律第 号)」第十三條第三項(第十六條第六項)において準用する場合を含む。」に改める。

第十四條中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十一年法律第 号)」第十四條第四項(第十六條第六項)において準用する場合を含む。」に改める。

第十五條中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十一年法律第 号)」第十五條第四項(第十六條第六項)において準用する場合を含む。」に改める。

第十六條中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十一年法律第 号)」第十六條第四項(第十六條第六項)において準用する場合を含む。」に改める。

第十七條中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十一年法律第 号)」第十七條第四項(第十六條第六項)において準用する場合を含む。」に改める。

第十八條中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十一年法律第 号)」第十八條第四項(第十六條第六項)において準用する場合を含む。」に改める。

